

こんなときには、必ず届出を!



こんなとき	どうする?	届出先
会社を退職したとき	国民年金の加入手続きをする	市役所 年金窓口
配偶者の扶養になったとき (配偶者が第2号被保険者の場合)	第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先
配偶者の扶養からはずれたとき	第1号被保険者への種別変更の手続きをする	市役所 年金窓口
配偶者が転職し、会社がか変わったとき	引き続き、第3号被保険者となる手続きをする	配偶者の新しい勤務先
年金手帳を紛失したとき	再交付の手続きをする	最寄りの年金事務所
納付書を紛失したとき	納付書の再発行を申し出る (電話可)	最寄りの年金事務所

日本年金機構より「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

【国民年金保険料の納付時期】	【社会保険料控除証明書の送付時期】
平成28年1月1日～9月30日に納付	11月上旬に日本年金機構より送付
平成28年10月1日～12月31日に今年はじめに納付	翌年の2月上旬に日本年金機構より送付

※年末調整や確定申告の際には、証明書(又は領収書)の添付が必要です。大切に保管してください。
 ※ご家族の国民年金保険料を納付した場合、ご本人の社会保険料控除に加えることができます。

お問い合わせ先 ☎0570-003-004(ナビダイヤル)
 050から始まる電話でおかけになる場合は ☎03-6630-2525 (受付期間 平成28年11月1日～平成29年3月15日)

11月は「ねんきん月間」
 11(いい)月30(みらい)日は「年金の日」です

年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。
 「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。
 スマートフォンでも年金記録の確認、年金見込額の試算ができます。
 ※「ねんきんネット」とは、インターネットを通じて国民年金と厚生年金の加入履歴等を確認できるサービスです。ただし、旧法(老齢・通算老齢)年金受給者および共済年金の確認はできません。

【ねんきんネットに関するお問い合わせ】 ☎0570-058-555(自動音声案内)
 ※050から始まる電話でおかけになる場合は ☎03-6700-1144



問い合わせ：市民課年金係 ☎893-4411 内線117・366

納付が困難な場合は免除申請があります!

保険料を未納のままにしておくと、将来受け取る老齢年金や、障害年金が受けられない場合がありますので、納付が難しい場合は必ず免除の申請をしましょう(所得制限があります)。免除対象期間は、申請時点の2年1カ月前の月までです。

例) 平成28年11月に申請した場合
 平成26年10月 ← 平成28年11月



～ 免除の対象となる方 ～

1. 本人・配偶者・世帯主それぞれの所得が一定額以下の方
 2. 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている方
 3. 障害者または寡婦で、前年の所得が125万円以下の方
 4. 震災・風水害・火災などの災害により、保険料を納めることが困難な方
 5. 厚生労働省が指定する学校の学生ではない方
 6. 失業により、保険料を納めることが困難な方
- ※6の場合は、雇用保険の「離職票」などが必要となります。詳しくは年金係までご相談ください。



免除の種類	全額免除	3/4免除	半額免除	1/4免除	50歳未満限定納付猶予
月に納める保険料(平成28年度)	なし	月額 4,070円	月額 8,130円	月額 12,200円	なし
受け取る年金額への影響は?	定額納付と比べると2分の1を加算	定額納付と比べると8分の5を加算	定額納付と比べると4分の3を加算	定額納付と比べると8分の7を加算	加算なし

～ 保険料の納め忘れにご注意下さい! ～
 ▶ 免除が承認されても、一部免除(3/4、半額、1/4)の人は減額された保険料の納付が必要です。納め忘れると、未納扱いとなってしまいます。

平成28年7月から納付猶予制度の対象年齢が拡大されました!

平成28年7月1日から、納付猶予制度の対象年齢が30歳未満から50歳未満へと拡大されました(平成37年6月末までの時限措置)。
 50歳未満の方(学生を除く)で、本人・配偶者(別居中の配偶者を含む)それぞれの前年所得が一定額以下(全額免除の所得基準と同じ)の場合に、申請により保険料の納付が猶予されます。

免除された国民年金保険料を追加で支払いたいときには、保険料の追納(後払い)があります。

老齢基礎年金の年金額を計算するときに、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額になります。しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料については、追納(後払い)することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

追納に関する注意事項

- 1) 免除が承認された月から10年以内であれば納付できますが、事前に審査があります。
- 2) 追納の承認された期間のうち、原則古い期間から納付になります。
- 3) 保険料の免除・納付猶予を受けた期間の翌年から起算して、3年目以降に保険料を追納する場合には、免除を受けた当時の保険料額に応じた加算額が上乗せされますので、早目の追納をお勧めします。